

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 1 9
- 2 案件名 市・県民税課税証明書コンビニ等交付サービスシステム連携
にかかると保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和6年(2024年)12月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社 日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本委託業務は、現在、本課業務において運用中の市・県民税賦課システム「ADWORLD」からコンビニ交付システムへ課税証明書発行にかかるデータを連携する環境を保守する業務である。当該システムの作業は、著作権法の関係上、「ADWORLD」の販売者・製造元である日立システムズしかできないものであるため、上記事業者と特名随意契約を行うものである。

- 7 問合わせ先 課名：市民税課 内線：2445

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 宝窓委 - 5
- 2 案件名 令和5年度 プリンタ更新に関する戸籍システム・コンビニ交付システム
設定変更等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)1月12日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号
社名：富士フィルムシステムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
戸籍システム及びコンビニ交付システムにおけるプリンタ設定は、戸籍システムが稼働するサーバ内での設定及び現地調整が必要な内容であり、同システムを正常稼働させるためには、プログラム、内容を熟知している同事業者のみが設定可能である。このため、戸籍システム及びコンビニ交付システムの導入元である上記相手方を指定する。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2658

特名随意契約の理由書

1 案件名 宝塚市役所 放送・カメラ設備用光ケーブル復旧作業

2 案件場所 宝塚市東洋町 地内

3 契約期間 契約締結日から
令和5年(2023年)12月29日まで

4 契約相手方

住所： 神戸市中央区京町70番
社名： 住友電設株式会社 神戸支店

5 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本契約は、10月14日に切断事故が発生した第二庁舎・本庁舎間の放送設備ならびに監視カメラ設備用光ケーブルを復旧するものである。本復旧に関する費用は、切断事故の相手方である事業者へ損害賠償請求を実施するため、早急に金額を確定していく必要がある。

本庁舎内部構造、第二庁舎内部構造ならびに上記設備に熟知し、かつ早急に本光ケーブル復旧作業の実施が可能な唯一の業者である同社を指定して契約する。

6 問合わせ先

課名：管財課

内線：2065

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 P 3 - 4 2
- 2 案件名 宝塚市パークマネジメント計画等策定業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和8年(2026年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪府中央区谷町2-2-22NSビル6F
社名：公園マネジメント研究所・空間創研共同体

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務委託では、「公園区計画を策定し、協働による公園の維持管理、運営を検討するパークマネジメント計画」、「市庁舎周辺のシビックゾーン利活用の方針を定める民間活力導入手法検討業務」、「街路樹管理計画策定業務」の から について包括的に検討する必要があり、事業者の実績・実施体制や事業者のノウハウを活かした提案が必要となるため、公募型プロポーザル方式を採用しました。

令和5年6月21日から9月14日まで、公募型プロポーザル形式を実施し、「宝塚市パークマネジメント計画等策定業務委託プロポーザル審査会」において、厳正なる審査を実施しました。

その結果、公園マネジメント研究所・空間創研共同体が優先候補者として選定されたため、特名随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名：公園河川課

内線：2282

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第1523号
- 2 案件名 宝塚市介護保険システム標準化対応に係る標準仕様との比較分析業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)2月29日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST
社名：富士通 Japan 株式会社 兵庫支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

国は自治体情報システムの標準化を推進し、基幹業務システムについて令和7年度までに標準準拠システムへ移行することとしています。その対象に介護保険システムが含まれていることから、国が示す標準仕様書と本市の介護保険業務に係る現行業務及び現行システムの機能・帳票等を比較・分析する必要があります。

現行の介護保険システムは、富士通 Japan 株式会社 が構築・保守し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム構築・保守で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。

7 問合わせ先

課名：介護保険課

内線：2613

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委 - 7
- 2 案件名 宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）
システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区東町126
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

上記事業者は本市住基システムの構築、運用保守事業者であることから、今回構築する給付金システムで必須となる住基データの成り立ちを熟知しており、非課税世帯への給付金支給の際のシステム構築等を担った実績がある。また、今回の給付金については、非課税世帯への給付金支給の際の口座情報が活用できるため、同社に委託することで、迅速な業務遂行が可能である。

本業務は、国による経済対策として令和5年11月2日に閣議決定された「住民税非課税世帯に1世帯あたり7万円」を給付する事業で、同年11月29日の参院本会議で令和5年度補正予算が可決した。本給付事業については、早期執行が挙げられた趣旨を十分に理解した上で年内に予算化し、速やかに給付を開始するよう国から通知を受けている。これらを踏まえ、一刻も早く受託者を決定する必要があるため、随意契約の相手方とする。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委 - 9
- 2 案件名 宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（7万円）
コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)3月29日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB16階
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、国による経済対策として令和5年11月2日に閣議決定された「住民税非課税世帯に1世帯あたり7万円」を給付する事業で、同年11月29日の参院本会議で令和5年度補正予算が可決した。本給付事業については、早期執行が挙げられた趣旨を十分に理解した上で年内に予算化し、速やかに給付を開始するよう国から通知を受けている。これらを踏まえ、一刻も早く受託者を決定する必要があるため、これまでに同様の業務（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や、重点支援給付金のコールセンター等運用業務）を受託した実績がある上記業者と随意契約を締結する。上記業者は、各種給付金事務における市民への窓口・電話対応、事務処理における経験が豊富であり、確実かつ迅速な業務遂行が可能であると見込んでいる。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595